

亜細亜友之会外語学院

細則－褒賞規定

本校は褒賞規定に従い、対象者に賞状及び報奨金を授与するとともに、文部科学省私費外国人留学生学習奨励費並びに民間奨学金に対して推薦を行う。

1、皆勤賞

各課程に定める学習単位時間数の出席率 100%で、且つ卒業認定を受けた者、

2、進学祝い奨励金

以下に掲げる項目のいずれにも該当する者に授与する。

- ア、各課程における卒業認定を受けた者。
- イ、進学課程においては、高等教育機関へ進学が決定した者。
- ウ、学習目的が明確で、成績が優秀、出席率が 99%以上、品性高潔な者。
- エ、日本の法律と学校規則を遵守する者。
- オ、学内活動に積極的に参加し、協調性があり授業態度が良好な者。
- カ、学納金に滞納がない者。

3、学習奨励費等に対する推薦

以下に掲げる項目のいずれにも該当する者を、募集する各奨励費を含む奨学金支給先に対し、選考の上推薦する。

- ア、学習目的が明確で、成績が優秀、出席率が 99%以上、品性高潔な者。
- イ、日本の法律と学院規則を遵守する者。
- ウ、学内活動に積極的に参加し、協調性があり授業態度が良好な者。
- エ、学納金に滞納がない者。

2024 年 4 月 1 日 改正